



みらいエコ住宅2026事業

Q どんな制度なの？

A 2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を行う制度です。

Q どんなメリットがあるの？

A 住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合、所定の補助金額が交付されます。

Q どんな工事が対象なの？

A 全ての世帯を対象とした、「GX志向型住宅」についての「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」又は「賃貸住宅の新築」
・「子育て世帯」又は「若者夫婦世帯」が取得又は入居する長期優良住宅又はZEH水準住宅についての「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」又は「賃貸住宅の新築」
・「平成4年(1992年)基準又は平成11年(1999年)基準を満たさない住宅を対象とした、省エネリフォーム等を対象とします。

※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢はいずれも2025年4月1日時点)

事業タイプ	住宅の種類	入居者の種類	事業の種類
(1) 注文住宅の新築【GXタイプ】	GX志向型住宅	すべての世帯	自ら居住することを目的に新たに発注(工事請負契約 ^{※1})する住宅の建築。
(2) 新築分譲住宅の購入【GXタイプ】			自ら居住することを目的に購入(売買契約 ^{※2})する新築住宅 ^{※3} の購入。
(3) 賃貸住宅の新築【GXタイプ】			賃貸の用に供することを目的に新たに発注(工事請負契約 ^{※1})する住宅の建築。
(4) 注文住宅の新築【子育てタイプ】	長期優良住宅又はZEH水準住宅	子育て世帯等	自ら居住することを目的に新たに発注(工事請負契約 ^{※1})する住宅の建築。
(5) 新築分譲住宅の購入【子育てタイプ】			自ら居住することを目的に購入(売買契約 ^{※2})する新築住宅 ^{※3} の購入。
(6) 賃貸住宅の新築【子育てタイプ】			賃貸の用に供することを目的に新たに発注(工事請負契約 ^{※1})する住宅の建築。
(7) 既存住宅のリフォーム	平成4年(1992年)基準を満たさない住宅	すべての世帯	住宅取得者等 ^{※4} が工事施工業者に工事を発注(工事請負契約 ^{※1})して実施するリフォーム工事。
	平成11年(1999年)基準を満たさない住宅		住宅取得者等 ^{※4} が工事施工業者に工事を発注(工事請負契約 ^{※1})して実施するリフォーム工事。

※1 工事請負契約が結ばれない工事は対象外。ただし、賃貸住宅の新築において、事業者が自らが所有し、賃貸に供することを目的に新築する賃貸住宅の場合は除く。
※2 宅地建物取引業の免許を有する事業者からの購入に限る。
※3 売買契約締結時点において、完成(建築基準法に規定する検査済証の発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したくないもの、以下同し。
※4 住宅取得者等とは、リフォーム住宅の所有者(法人を含む)、買取再販事業者、居住者又は管理組合・管理組合法人。

■ 対象期間…
【新築】 2025年11月28日(2025年度補正予算案の閣議決定日)以降に、新築の基礎工事に着手^{※5}したものを対象とします。
【リフォーム】 2025年11月28日(2025年度補正予算案の閣議決定日)から交付申請を行う日までの間に、リフォーム工事に着手^{※5}したものを対象とします。

※5 工事請負契約締結後に行われる工事であること

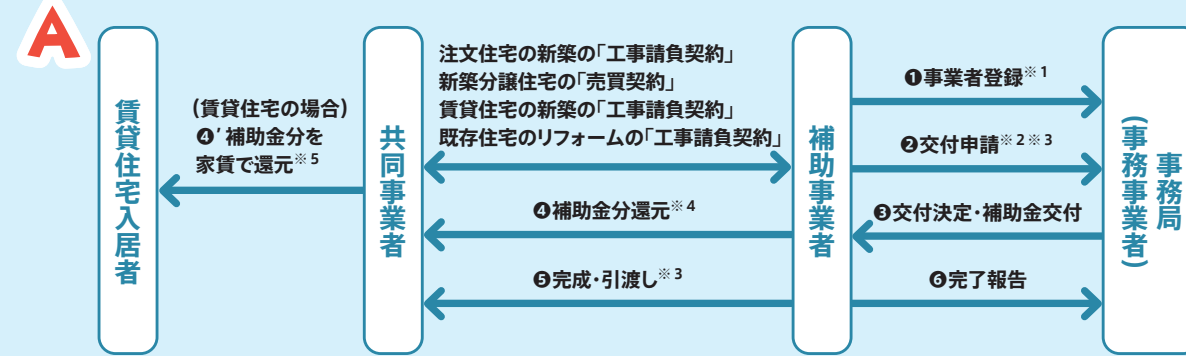
補助額
GX志向型住宅 110万円 (125万円)
長期優良住宅 75万円 (80万円)
ZEH水準住宅 35万円 (40万円)
古家の除却を行う場合 +20万

* ()は1~4地域 ※立地等の除外要件があります。詳細についてはお問合せください。



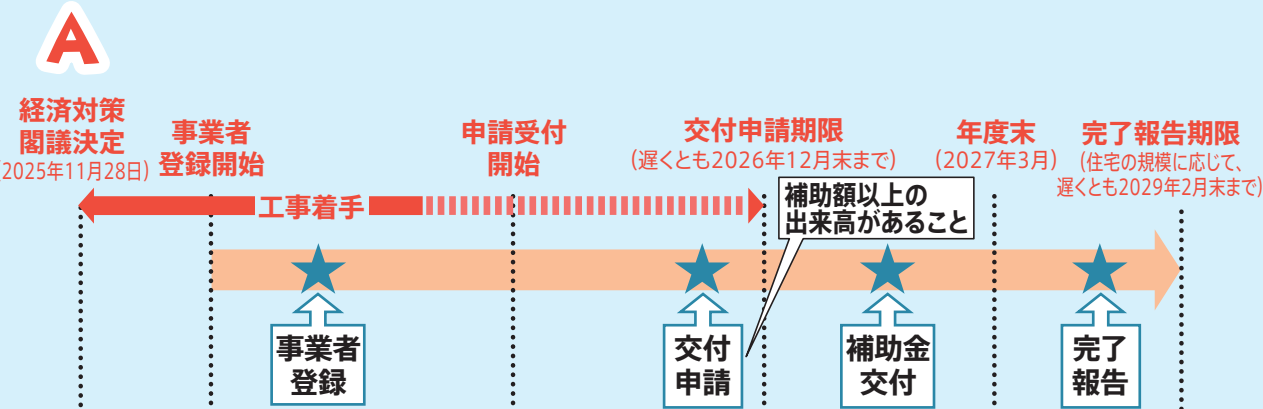
みらいエコ住宅2026事業

Q 制度の流れは？



※1 補助事業者の事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。事業者登録後に交付申請が可能となる。契約・着工は事業者登録の前でも可能。
※2 新築については、基礎工事の完了以降に交付申請が可能。
※3 リフォームについては、「完成・引渡し」の後に「交付申請」を行うこととするため、「完了報告」は不要。
※4 「補助金分還元」の方法は、補助事業者と共同事業者の間で締結する共同事業実施規約に定める方法によることとする。
※5 「補助金分を家賃で還元」が行われる時期は、実際には、賃貸住宅入居者の入居後。

Q 手続きのスケジュールは？



住宅省エネ2026キャンペーン補助事業に関するお問い合わせ先 ※電話番号はお間違のないようお願いいたします。

みらいエコ住宅2026事業 お問い合わせ窓口
0570-081-789 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日含む)
IP電話等からの問い合わせ 03-6629-1646

●お問い合わせは
パナソニックハウジングソリューションズ株式会社 営業本部 住宅・建築政策推進室
〒571-8686 大阪府門真市門真1048
©Panasonic Housing Solutions Co., Ltd. 2026
●印刷物と実物とは多少色柄が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。
●本書からの転用・複製はいたしません。
このパンフレットの記載内容は2026年2月現在のものです。
ZDCT1659 202602-5Y1 第1版

Panasonic

2026年2月末時点の情報で作成

補助額

GX志向型住宅

110万円 (125万円)

長期優良住宅

75万円 (80万円)

ZEH水準住宅

35万円 (40万円)

古家の除却を行う場合 +20万

古家の除却を行う場合 +20万

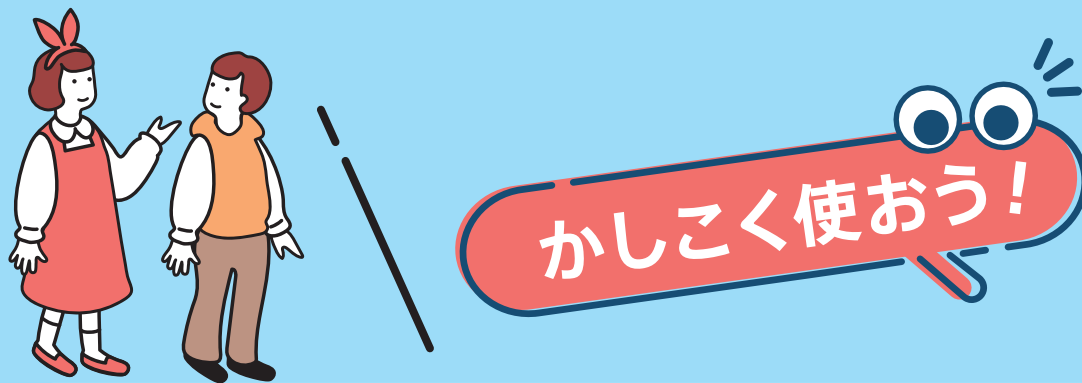
* ()は1~4地域

かしこく使おう!

みらいエコ住宅2026事業

新築編





みらいエコ住宅 2026事業を活用しよう!



※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢はいずれも2025年4月1日時点<例外あり>)

全世界帯による住宅の新築

対象住宅 **1 GX志向型住宅** 補助額 **110** (125万円) 万円/戸

GX志向型住宅

以下の(イ)、(ロ)及び(ハ)に該当する住宅であること。

- イ 外皮性能について、断熱等性能等級6以上であること
- ロ 一次エネルギー消費量の削減率が、住宅の形態・規模に応じて、下表のとおりであること。

戸建住宅の場合

	右記以外の地域	寒冷地又は低日射地域	都市部狭小地等又は多雪地域
再生可能エネルギーを見込まない場合		35%以上	
再生可能エネルギーを見込む場合	100%以上	75%以上	(要件なし)

共同住宅の場合

	3階建以下	4階建・5階建	6階建以上
再生可能エネルギーを見込まない場合		35%以上	
再生可能エネルギーを見込む場合	75%以上	50%以上	(要件なし)

ハ 高度エネルギーマネジメント(HEMS等により、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能な手法)を導入すること。

[住宅性能表示制度] 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

断熱性能等級	一次エネルギー消費量等級
等級8	GX志向型住宅レベル ▲35%
等級7	ZEH+水準相当 ▲30%
等級6	ZEH水準・長期優良/認定低炭素住宅 ▲20%
等級5	H28年省エネ基準比 ▲10%
等級4	H28年省エネ基準 0%
等級3	H28年省エネ基準未済 [等級1]
等級2	
等級1	

出典:国土交通省「建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」を元に作成しています。 ※HEAT20については6地域のUA値を記載 http://www.heat20.jp/grade/

子育て世帯・若者夫婦世帯※による住宅の新築

対象住宅 **2 長期優良住宅** 補助額 **75** (80万円) 万円/戸

「長期優良住宅」とは、大きく分けて以下A～Eの5つの措置が講じられている住宅を指します。

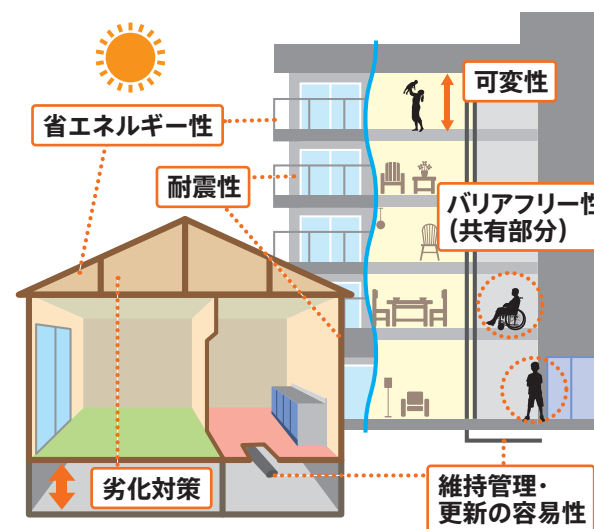
- A 長期に使用するための構造及び設備を有していること
- B 居住環境等への配慮を行っていること
- C 一定面積以上の住戸面積を有していること
- D 維持保全の期間、方法を定めていること
- E 自然災害への配慮を行っていること

「長期優良住宅」の認定を受けるためには、A～Eの全ての措置を講じ、必要書類を添えて所管行政庁に申請することが必要です。認定後、工事が完了すると維持保全計画に基づく点検などが求められます。

省エネ性能	戸建住宅	共同住宅※1
断熱等性能等級※2	等級5以上	等級5以上
一次エネルギー消費量等級	等級6以上	等級6以上

※1 共同住宅においても住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。長期優良住宅建築等計画認定通知書には、認定対象となる住戸番号が記載されている必要があります。
※2 外皮平均熱貫流率及び冷房機の平均日射取得率に関する基準に限りません。

長期優良住宅の主な「認定基準」



「長期優良住宅」の認定を受けるためには、次のような認定基準を満たすことが必要です。

長期優良住宅認定制度は、「一戸建ての住宅」「共同住宅等」のどちらも利用できます。認定基準の詳細内容は「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(2009年2月24日国土交通省告示第209号)」をご覧ください。また、認定基準は住宅性能表示制度の評価方法基準を引用しているため、そちらもあわせてご参照ください。

- 劣化対策** 数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること。
- 耐震性** 極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること。
- 省エネルギー性** 必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。
- 維持管理・更新の容易性** 構造躯体に比べて耐用年数が短い設備配管について、維持管理(点検・清掃・補修・更新)を容易に行うために必要な措置が講じられていること。
- 可変性(共同住宅・長屋)** 居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること。
- バリアフリー性(共同住宅等)** 将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要スペースが確保されていること。
- 居住環境** 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。
- 住戸面積** 良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。
- 維持保全計画** 建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること。
- 災害配慮** 自然災害による被害の発生を防止又は軽減に配慮されたものであること。



※「長期使用構造等」とは、[劣化対策][耐震性][省エネルギー性][維持管理・更新の容易性][可変性][バリアフリー性]の6つの性能項目です。

子育て世帯・若者夫婦世帯※による住宅の新築

対象住宅 **3 ZEH水準住宅** 補助額 **35** (40万円) 万円/戸

- 1 住戸の床面積が50㎡以上240㎡以下のもの
- 2 下記に掲げる対象区域に立地するものでないこと。ただし、住宅の建築工事と併せて行う対策により建築行為の制限が解除される場合は、この限りではない。

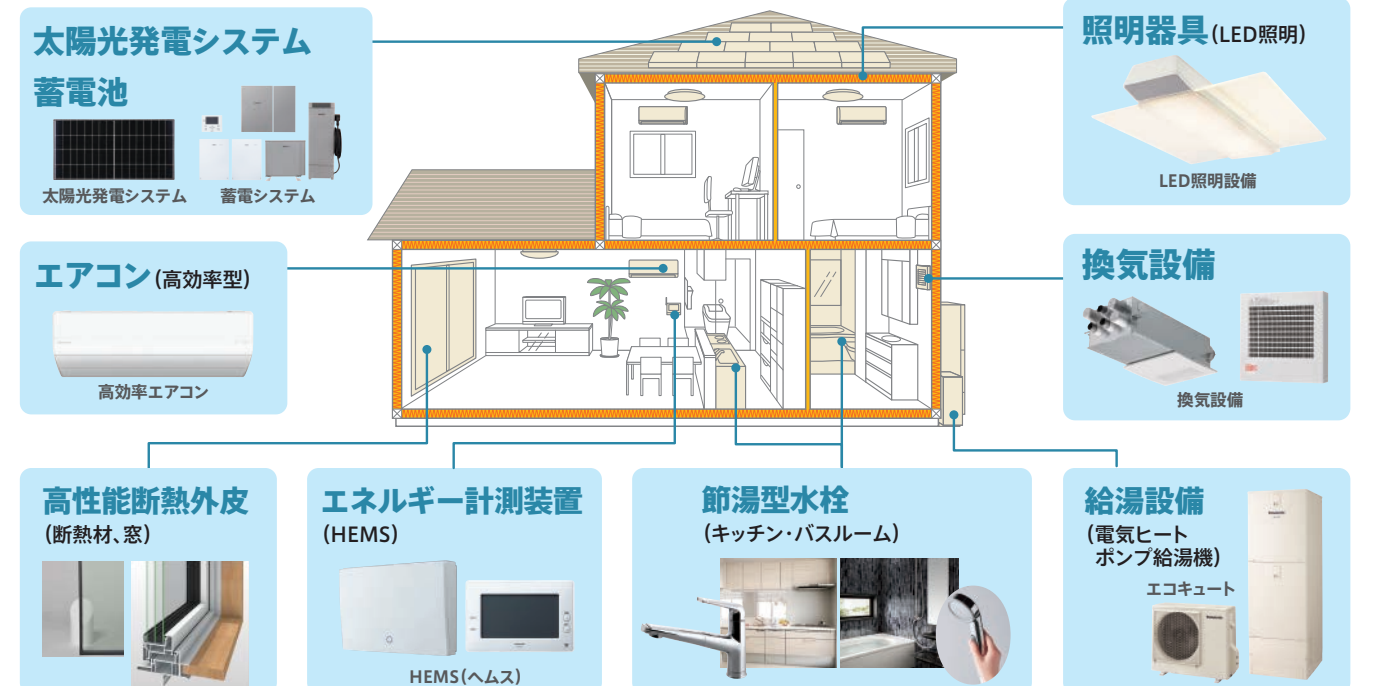
- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| 1 「土砂災害特別警戒区域」 | 7 「市街化調整区域以外の区域」かつ「災害危険区域」(土砂災害警戒区域) |
| 2 「急傾斜地崩壊危険区域」 | 8 「市街化調整区域以外の区域」かつ「災害危険区域」(洪水浸水想定区域※) |
| 3 「地すべり防止区域」 | 9 「市街化調整区域以外の区域」かつ「災害危険区域」(高潮浸水想定区域※) |
| 4 「市街化調整区域」(土砂災害警戒区域) | |
| 5 「市街化調整区域」(洪水浸水想定区域※) | |
| 6 「市街化調整区域」(高潮浸水想定区域※) | |
- ※浸水想定高さ3m以上の区域に限る。

3 都市再生特別措置法(2002年法律第22号)第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されている住宅でないこと。

省エネ性能	戸建住宅	共同住宅※1
断熱等性能等級※2	等級5以上	等級5以上
再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量削減率	20%以上※3	20%以上※3

※1 共同住宅においても、住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。住棟で評価された住宅証明書の場合、補助対象となりません。
※2 外皮平均熱貫流率及び冷房機の平均日射取得率に関する基準に限りません。
※3 一次エネルギー消費量等級6を満たす必要があります。

ZEH住宅のおすすめプラン



※プランは一例です。 ※基準を満たすかは外皮性能と一次エネルギー消費量の計算を行うなどで判断します。